【お知らせ】台風 19 号に係る宅地建物取引士資格試験受験手数料の返還について

このたびの台風 19 号により被災された皆様に、心よりお見 舞い申し上げます。

令和元年度の受験申込みされている方で、台風 19 号により 被災し、受験できなかった方は、受験手数料(7,000円)を返 還いたしますので、下記の書類を添えてお申し出ください。

- ① 受験手数料返還請求書
- * 任意の用紙に、①住所、②氏名・フリガナ、③生年月日、④電話番号、⑤ 返還先の口座(金融機関名・支店名・口座番号・口座種別・口座名義・フリガナ。本人名義に限る。)を記入してください。
 - ② 令和元年台風第19号に伴う「り災証明書」又は「被災証明書」(市区町村発行のもの)(注1)、(注2)

【送り先】〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 3 丁目 8 番 21 号第 33 森ビル 3 階 一般財団法人 不動産適正取引推進機構 試験部(電話:03-3435-8181)* 返還請求書の提出は、令和 2 年 3 月 3 1 日(火)までにお願いします。

注1:郵便での申し出が困難な方は、上記「送り先」にお電話をください。

注2:令和元年10月19日現在、災害救助法の適用を受けた市区町村名は、以下を参照してください。

令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用について【第13報】

http://www.bousai.go.jp/pdf/r1typhoon19_relief13.pdf